

突然の訪問要請にお困りの管理者様へ

急な訪問要請に慌てていませんか？

従業員の位置情報/経路をすぐに把握し、急行させることができます

位置情報管理サービス

MAP-STAR at

(マップスター アット)

ご説明資料・お申込書

GIS 20th

Since1997

# MAP-STAR at とは？

今、どこに、誰がいるか、各スタッフの動きを追跡できる位置情報管理サービスです。

GPSを搭載した複数のスマートフォンの位置情報をWEB地図上に表示。外出しているスタッフのサポートや管理が可能。過去の記録の参照や訪問ルート of 効率アップも検討にご利用いただけます。

## 現在地確認機能

スマートフォンの電話番号と所在地を地上に表示されます。この場所に一番近いのは誰か？がわかります。



近い順に並び替え  
できます。

対象場所

スタッフの  
場所

直近の居場所	
グループ	株式会社ワイ・ビー・シー
1	08093333333 8分前 09:35 東京都品川区西中延2丁目16-2
2	08055555555 5分前 09:15 東京都大田区久が原5丁目22-4 (±10.5m)
3	08033333333 4分前 09:20 東京都世田谷区東玉川1丁目25-7
4	08077777777 7分前 09:36 東京都目黒区柿の木坂1丁目11-4

## 足あと確認機能

スマートフォン所有者の一日の動きを見ることもできます。過去の記録も参照可能です。



足あとと地点にいたときの時刻と住所を表示します

31	15:24 神奈川県高座郡寒川町岡田4丁目10 (±1100m)
32	15:40 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾 (±68.4m)
33	16:01 神奈川県茅ヶ崎市みずき2丁目8 (±56.1m)
34	16:17 神奈川県茅ヶ崎市みずき2丁目8 (±20.1m)
35	16:32 神奈川県茅ヶ崎市香川1丁目39 (±25.2m)

## このようなお客様にお勧めです。

居場所が分かれば、お客様からの緊急依頼にも対処しやすくなります。訪問看護や訪問介護、配送や営業などの訪問活動にお役立てできます。

### 訪問看護・介護



### ルートセールス・ポスティング



### 保守・メンテナンス



### 運送・配送・配車業務



### 警備会社



### 薬剤・薬品卸業



## 簡単導入・操作も簡単

GPS対応のスマートフォンさえあれば専用アプリをインストールするだけで利用できます。

管理用のシステムはWEBブラウザで行います。

### 外出用



専用アプリを  
インストールするだけ

アプリは一度インストールすれば、その後は電源を入れただけで自動的に起動します。画面で操作する必要はありません。

稼働開始時間と終了時間を任意に設定できます。

業務時間を設定すれば、業務時間外は位置情報の取得は行われません。

### 管理用



PCやタブレットの  
WEBブラウザを利用

管理用システムはWEBブラウザで行うため、パソコンやタブレットPCなど、さまざまなハードウェアで利用できます。

アプリのインストールも不要なので、既存のシステム環境への影響も少なくご利用いただく事が可能です。

# 機能だけではありません。YBCの充実サポート

## 安心の無料サポート

コンピュータやスマートフォンに不慣れな方でも安心。技術的なご質問、お問い合わせにお答えします。お気軽にお問い合わせください。（※ サポートにかかる通信費はお客様負担となります。）



電話



E-mail



FAX



リモートサポート

## オプション【導入支援サービス】

弊社エンジニアが貴社にお伺いして、アプリのセットアップや操作方法のご説明などを行い、導入後すぐにご利用いただけるように支援します。

また、現在利用中の基幹システムなどの連携等、個別開発やカスタマイズも承ります。

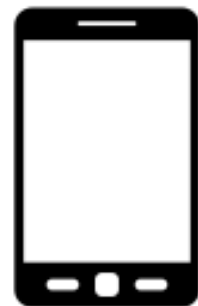
※ 価格については当社にお問い合わせください。  
お客様のご要望を伺った上で見積りします。  
TEL 045-432-9804



## スマートフォン未導入のお客様もおまかせください

推奨端末セットプランもご用意しています。お勧めのスマートフォンと合わせてご提案いたします。詳しくはお問い合わせください。

MAP-STAR at +





# 価格・お申し込み方法

## 価格

名称	価格	備考
初期導入費用	5,000円	初回のみ
atサーバ利用料（管理者1名につき）	1,500円/月	WEBブラウザ利用
atアプリ利用料（端末1台につき）	600円/月	スマートフォン利用

価格例	
スマートフォン10台で ご利用いただく場合	
atサーバ利用料	1,500円/月
アプリ利用料	600円×10台 =6,000円/月
合計	7,500円/月

※ 価格には消費税は含まれておりません。

※ 通信費は別途お客様負担となります。

## お申し込み方法・お支払について

### 便利な振替口座をご利用いただきます

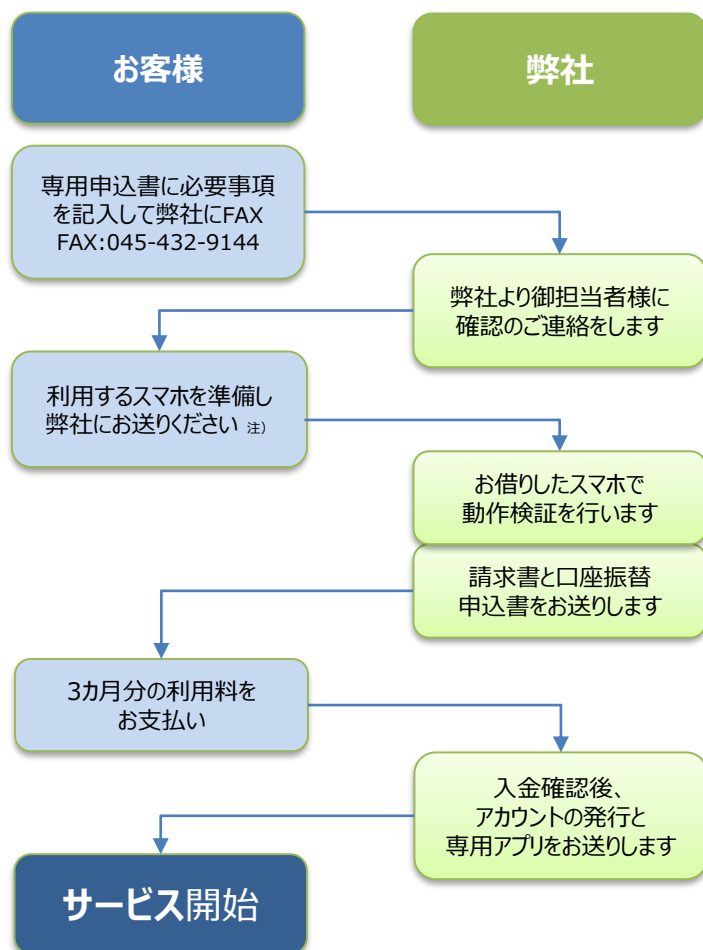
- 支払忘れ、間違いがございません。
- 支払いのための、手間がかかりません。
- 口座振替手数料は当社が負担します。

※ 口座振替の手続きの関係上、最初の三ヶ月分は先に銀行振込でお支払いいただきます。  
(振込手数料はお客様がご負担ください)

### お問い合わせ（送付先）

株式会社ワイ・ビー・シー  
TEL 045-432-9804

〒 221-0063  
住所 横浜市神奈川区立町6-1



注) 既に動作検証が済んでいるスマホ（型番）の場合はお送りして頂く必要がございません。詳しくは弊社にお問い合わせください。

## 動作環境

---

スマートフォン : Android 6.0 ~ Android 7.1

管理者用対応ブラウザ : **PC :** Internet Explorer 11 Google Chrome

**iPad :** Safari

**Android :** Chrome

## その他

---

スマートフォンの場合

- ・ Android 6.0~Android 7.1 の場合でも機種により正しく動作しない場合があります。当社で動作検証を行います。

## サービスの内容は以下のとおりです。

### 1. 本サービスの種類及び内容

A S Pサービス

当社が開発・提供する「MAP-STAR at システム」を、インターネット回線を介して契約者が利用するサービス。

### 2. 本サービス利用可能時間

4時から6時を除く、1日22時間 1週7日（システムメンテナンスの際は、0時から4時まで停止させて頂く事があります。）

### 3. サポートサービス

当社がサポートサービスを提供する場合、サービスの内容は下記のとおりとします。

#### (1) 内容と種類

- ① 本サービスの利用方法に関する質問への回答及び助言
- ② 障害復旧に関する質問への回答及び助言
- ③ 提供可能になった場合の、本サービス用設備におけるソフトウェアの更新版の提供

#### (2) サービス窓口（連絡先）

別途、電話、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を定めるものとします。

#### (3) サービス時間

サービス時間：月曜日から金曜日（祝日及び当社休業日を除く）、9時から18時

### 4. セキュリティ

当社は本サービス用設備等に関し、以下の措置を講じるものとします。

- (1) SSL（第三者発行のサーバー証明書）による通信の暗号化
- (2) インターネットの接続環境にファイアウォールを設置
- (3) データセンターのセキュリティの確保
  - ① 耐震設計
  - ② 自動火災報知設備、ハロゲン消化設備
  - ③ 二重化電源、自家発電設備
  - ④ IDカードによる入退室管理システム
  - ⑤ 24時間365日の有人警備、監視カメラによる常時監視

### 5. データ管理

各アプリケーションデータの保全対策としては、データのバックアップを行うことにより、サーバー装置自体の障害や不慮の事故からデータを復旧する手段を確保します。

#### (1) バックアップ対象

データベースに格納されているアプリケーションデータを契約者ごとに個別にバックアップを行います。

#### (2) バックアップの方法

製品プログラムを含む全てのデータの日次バックアップを毎日午前4時から6時の間に取得します。

#### (3) バックアップデータの保持

日次のバックアップデータの保持は3世代とします。（前日末から過去2日前までのデータが保持されていることとなります）

### 6. サービスレベル指標

(1) ネットワーク帯域は、共有100Mbpsとなります。

※ サーバー生死確認後のシステム監視は常時（24時間）実施しております。ただし、これらの検知による対応は基本的に運用時間帯により異なります。

※ システム稼働時間帯であっても、セキュリティ確保やシステム保全のために、緊急を要する場合は、予告無しにシステムを停止することがあります。

# MAP-STAR at 利用規約（1/2枚目）

## 第1章 総則

### 第1条（利用規約の適用）

株式会社ワイ・ピー・シー（以下「当社」といいます。）は、この利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

### 第2条（定義）

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （1）本サービス、利用規約に基づき当社がアプリケーション・サービス・プロバイダとして契約者に提供する裏面「MAP-STAR at サービス内容」所定のサービス
- （2）契約者 利用規約に基づき利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
- （3）利用規約 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- （4）利用契約等 利用契約及び利用規約
- （5）契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- （6）本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- （7）本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者により借り受ける電気通信回路
- （8）消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課
- （9）ユーザID 契約者その他の者を識別するために用いられる符号
- （10）パスワード ユーザIDと組み合わせ、契約者その他の者を識別するために用いられる符号
- （11）認定利用者 当社が関連会社（契約者と出資、人事、資金又は技術等に関する継続的な関係を有する会社）又は取引先（仕入先若しくは得意先その他契約者と継続的な契約関係を有する者）と認定し、利用規約等に基づき本サービスの利用を承諾した者
- （12）契約者等 契約者及び認定利用者

### 第3条（通知）

当社から契約者への通知は、利用契約等の特段の定めがない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点で効力を生ずるものとします。

### 第4条（利用規約の変更）

当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用規約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日以上の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

### 第5条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ書面にによる承諾がない限り、利用規約上の地位、利用規約に基づく権利又は義務の全部または一部を他に譲渡してはならないものとします。

### 第6条（合意管轄）

契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、横浜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第7条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

### 第8条（協議等）

利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意をもって協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れか部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる部分の無効については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

## 第2章 契約の締結等

### 第9条（利用契約の締結等、利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申込者が、当社所定の利用申込書に当社に提出し、当社がこれに対し管理者用のユーザIDとパスワードを宅配便又は配達証明書による通知を発信したときに成立するものとします。なお、この通知日を利用開始日とします。

2. 本サービスの利用申込者は、利用規約の内容を承諾の上、利用申込を行うものとします。当社は、本サービスの利用申込者が利用規約の内容を承諾して申し込んだものと信頼して本サービスを提供するものであり、利用申込者は、利用申込を行った時点で以降、利用規約を承諾していないとの主張を行わないことを約します。

3. 利用契約の変更は、契約者が当社所定の利用変更申込書に当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。

4. 当社は、前各項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。

- （1）本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したこと理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- （2）利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったときは記入もれがあったとき
- （3）金銭債務その他利用規約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- （4）その他当社が不適当と判断したとき

### 第10条（認定利用者による利用）

契約者は、当社があらかじめ書面又は当社所定の方法により承諾した場合、認定利用者による本サービスを利用させることができます。この場合、契約者は、認定利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

### 第11条（変更通知）

契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者に係る事項に変更があるときは、当社が定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

### 第12条（一時的な中断及び提供停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- （1）本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
  - （2）運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
  - （3）その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断することができます。
3. 当社は、契約者が第16条（当社からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合は又は契約者が利用料金未払いの他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

### 第13条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社が定める方法により期間満了30日前までに契約者又は当社から段階的意思表示がないときは、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

### 第14条（最短利用期間）

本サービスの最短利用期間は、利用開始日から起算して3カ月とします。

2. 本サービスに数量について、新規利用申込時の数量より減ずることができないものとします。

3. 契約者は、本条第1項の最短利用期間中に利用契約の解約を行う場合は、第15条（契約者からの利用契約の解約）に従うことに加え、当社が定める期限まで、解約日以降最短利用期間満了日までの残余の期間に対応する利用料金に相当する額及びその消費税相当額一括して当社に支払うものとします。

### 第15条（契約者からの利用契約の解約）

契約者は、解約希望日の2ヶ月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合は解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が2ヶ月前の場合、解約希望通知が当社に到達した日より2ヶ月前を契約者の解約希望日とみなすものとします。

2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において当社に対し未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、解約希望日までにこれを支払うものとします。

### 第16条（当社からの利用契約の解約）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく（利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。）

- （1）利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
  - （2）支払停止又は支払不能となつた場合
  - （3）手形又は小切手が不渡りとなつた場合
  - （4）差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立があった場合又は公租公課滞納処分を受けた場合
  - （5）破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったときは信用状態に重大な不安が生じた場合
  - （6）監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - （7）解散又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - （8）利用料金支払日から10日間以上経過しても利用契約の一部又は全部を支払わない場合
  - （9）広告付サービスにおいて、広告を見えない場所に配置し、非表示した場合
  - （10）利用契約等に違反し当社が力かる違反の是正を催促した後合理的な期間内に是正されない場合
  - （11）利用契約等を履行することが困難となる事由が生じた場合又は遵守しない場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点には、当然に期限の利益を失ひ、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

### 第17条（本サービスの廃止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

廃止日の90日前までに契約者に通知した場合  
天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合  
2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

### 第18条（契約終了後の処理）

契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに係る全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同様とします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還、消去、裁断もしくは消却し、契約者設備などに格納したソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

## 第3章 サービス

### 第19条（本サービスの種類と内容）

当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、別紙記載の「MAP-STAR at サービス内容」に定めるとおりとします。

- （1）契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
- （2）第41条（免费）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
- （3）当社に起因しないサービスの不具合については、当社は一切その責を免れること
- （4）次の事項は、本サービスの内容には含まれず、当社は対応する義務を負いません。
  - （1）契約者の利用するソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ及び障害対応等
  - （2）本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ
- （5）契約者は、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではないことを了解のうえ本サービスを利用します。

### 第20条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。海外からの利用を妨げるものではありませんが、海外からのお問合わせには一切対応できません。また、海外からのご利用の際の不具合については、当社は一切その責を免れるものとします。

### 第21条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第37条（秘密情報の取り扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同時の義務を負わせるものとします。

## 第4章 利用料金

### 第22条（本サービスの利用料金）

本サービスの利用料金は、別紙の「サービス利用申込書」に定めるとおりとします。

### 第23条（利用料金の算定方法）

本サービスの月額利用料は、当該暦月の各製品の最大利用人数に係る金額の和をもって算定します。また、暦月途中での利用開始または解約等の場合であっても減額又は日割計算はしないものとします。

### 第24条（利用料金の支払義務）

契約者は、利用期間が成立した日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」といいます。）について、当社所定の価格表に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第12条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従ひ、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第12条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、第39条（利用不能時の料金減額措置）に該当する場合は、同条の定めによるものとします。

### 第25条（利用料金の支払方法）

契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、次の方法で支払うものとします。なお、支払に必要な振込手数料その他の費用は、次の（1）を除き、契約者の負担とします。

- （1）当社が別途指定する集金代行業者を通じて当社が指定する期日までに、契約者が指定する預金口座から自動引き落としにより支払うものとします。
  - （2）その他当社が定める支払方法により支払うものとします。
2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第26条（支払遅延損害金）

契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日過ぎててもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を支払遅延損害金として、本サービスの料金その他の債務と一緒に一括して、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

## 第5章 当社及び契約者の義務等

### 第27条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（認定利用者を含み、国内外を問いません。本条において以下同様とします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとする。

### 第28条（利用責任者）

契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第9条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社に対して、利用変更申込書にて速やかに通知するものとします。



# MAP-STAR at 利用規約 (2/2枚目)

## 第2 9条 (本サービス利用のための設備設定・維持)

契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

## 第3 0条 (ユーザID及びパスワード)

契約者は、認定利用者に対して利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのない厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一式を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

## 第3 1条 (バックアップ)

契約者は、契約者等が本サービスにおいて入力又は利用するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとします。当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

## 第3 2条 (禁止事項)

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用する情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反し、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8) 無限連鎖講を開設し、又はこれに勧誘する行為
- (9) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10) ウルース等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (11) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘メールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれがあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (12) 本サービスを利用して特定商取引法又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する電子メールを送信する行為
- (13) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えおそれがある行為
- (14) 広告付きサービスにおいて、広告を表示しない行為
- (15) この行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する懸懷・目的でリンクをなす行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合は、又は該当する行為があるおそれがあるものと判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者等の行為が第1 項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部若しくは一部の提供を一時的に停止し、又は第1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者等の行為又は契約者等が提供若しくは伝送する（契約者の利用のみならずの場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

## 第3 3条 (反社会的勢力との関係を理由とする解除)

契約者は、次の各号に定める事項を表明し、保障するものとします。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成1 9年6月1 9日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいいます。以下同じとします。）でないこと、また反社会的勢力でないこと
  - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得を企図し、又は当社に損害を加える目的をもって、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
  - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
  - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係をもたないこと
  - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、当社に対し暴力的な要求を行い、法的な責任を超えた不当な要求を行い、当社の名誉や信頼を毀損する、また、当社の業務を妨害しないこと
2. 契約者は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、当社に直ちに通知するものとします。
3. 当社は、契約者が本条に違反した場合、催告その他何らの手続きなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
4. 当社は、契約者が本条の規定にかかわらず当該損害について損害賠償を請求できるものとします。

## 第3 4条 (認定利用者の遵守事項等)

第1 0条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合、契約者は、認定利用者としての、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、認定利用者としての事項を遵守するものとします。

- (1) 認定利用者は、利用契約等の内容を承諾した上、契約者と同様にこれらに遵守すること。ただし、利用契約等のうち、利用料金の支払い義務など条件の性質上、認定利用者に適用できないものを除きます。
  - (2) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、認定利用者に対する本サービスも自動的に終了し、認定利用者は本サービスを利用できないこと。
  - (3) 認定利用者は、第三者に対し、本サービスを利用させないこと。
  - (4) 本サービスの提供に関して当社が必要と認めた場合には、契約者が、当社に対して、必要な範囲で、認定利用者から事前の書面による承諾を受けることな秘密情報開示を受けることができること。また、当社は第2 1条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることな秘密情報開示を行うことができること。ただし、当該秘密情報に関して、当社は利用規約に定める秘密情報開示等の管理を行う義務を負うものとします。
  - (5) 認定利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、認定利用者に対し、すみやかに伝達するものとします。

## 第3 5条 (認定利用者が利用契約に違反した場合の措置)

- 第1 0条（認定利用者による利用）の定めに基づき、当社が、認定利用者による本サービスの利用を承諾した場合において、認定利用者や、前条第1 項各号の条項に違反した場合、契約者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。
- 認定利用者が、前条第1 項各号所定の条項に違反した日から7日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
  - (1) 当該認定利用者に対する本サービスの提供を停止すること
  - (2) 当社と契約者の間の利用契約の全部若しくは当該認定利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

## 第3 6条 (本サービス用設備等の障害等)

当社は、本サービス用設備等について障害があることがあったときは、契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、本サービス用設備を修理又は復旧します。

3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行方べき対応処置を決定しつたうえでそれを実施するものとします。

## 第6章 秘密情報等の取り扱い

### 第3 7条 (秘密情報の取り扱い)

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面にて指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことな既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことな第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前を問わず公知となつた情報
  - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、裏面記載の「MAP-STAR at サービス内容」において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなす。
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるともします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを修正するものとする。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用するものとします。
6. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第2 1条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることな秘密情報を開示することができます。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が契約者秘密情報と同等のものを負わせるものとします。
7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備を蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
8. 本条の規定は、本サービス終了後2年間有効に存続するものとします。

### 第3 8条 (業務情報の保存と削除)

本サービスにより契約者等が入力する情報（個人情報を含む。以下「業務情報」といいます。）は、ソフトウェアの機能により当社が認識することなくインターネット回線を通じて自動的にサーバーに記録されるものであり、当社は当該業務情報を事業の用に供するものではなく、業務情報について個人情報取扱事業者としての業務を負うものではありません。

2. 当社は、利用契約等が終了した日から3ヶ月以内に、契約者等の業務情報が入力されたサーバーから、業務情報を閲覧することができるともします。この場合、契約者は利用契約等終了後、必要な業務情報をテキスト出力する方法により、自ら保存の措置を講ずるものとします。当社は業務情報の削除により契約者等に生じた損害につき、賠償の責を負いません。

## 第7章 損害賠償等

### 第3 9条 (利用不能時の料金減額措置)

当社の責めに帰すべき事由により、契約者等が本サービスを全（利用不能状態）（以下「利用不能状態」といいます。）で発生した場合において、当社が利用不能状態が生じたことを知ったときから連続して2 4時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は契約者からの請求に基づき、利用不能時間を2 4を除いた数（小数点以下四捨五入）に月額利用料の3 0分の1を乗じた額に消費税額を加算した額の限度で賠償責任を負い、当社が契約者が支払う利用料金を相殺して請求を発行し、又は契約者が返金の措置をとるものとします。

2. 契約者は前項の賠償請求を行うときは、利用不能状態が生じた月の翌々月末日までに、当社宛に文書で請求を行うものとする。契約者が本項に定める期間内に賠償請求を行わなかったときは、契約者の賠償請求権は消滅するものとします。

3. 当社は、利用不能状態について本条に定める以外の賠償義務を負わないものとします。次条第2項は、利用不能状態について準用されるものとします。

### 第4 0条 (損害賠償の制限)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、本契約に別段の定めを設けたものを除き当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したこと責任の原因で契約者に発生した通常の損害に限定され、損害賠償額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合に契約者が第3 6条（本サービス用設備等の障害等）第4 項に定めに従い対応処置を実施したとき限り限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すべきでない事由が生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については当社は賠償責任を負わないものとします。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去1 2ヶ月に発生した当該本サービスに係る料金の平均月額料金（1ヶ月分）
  - (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが1 2ヶ月に満たない場合には、当該期間（1ヶ月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係る料金の平均月額料金（1ヶ月分）
  - (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に生じた当該本サービスに係る料金の平均日額料金（1日分）に3 0を乗じた額
2. 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより認定利用者へ損害が発生した場合において、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことにより認定利用者に対する一切の責任を免れるものとし、認定利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

### 第4 1条 (免責)

本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者等に発生した障害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
  - (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
  - (3) 本サービス用設備の応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する障害
  - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトにて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供していない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
  - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防し難い本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
  - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段を契約者が遵守しないこと起因して発生した損害
  - (7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS）及びデータベースに起因して発生した障害
  - (8) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した障害
  - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信設備の不具合に起因して発生した障害
  - (10) 刑事訴訟法第2 1 8条（令状による差押え・捜査・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づき強制処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づき強制的な処分
  - (11) 当社の責に帰すべき事由による納品物の搬送途中での紛失等事故
  - (12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
  - (13) その他当社の責に帰すべき事由
2. 当社は契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者の間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

### 第4 2条 (サービスレベル)

当社は、努力目標として裏面「MAP-STAR at サービス内容」記載の「サービスレベル指標」（以下「サービスレベル指標」といいます。）の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

2. 当社は、サービスレベル指標、利用契約等に基き本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとします。当該指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。

3. サービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を定めるともあり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

4. サービスレベル指標は、利用契約等で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。

付則 本規約は、平成 29年 4月1日から実施します。

# MAP-STAR at といっしょに使ってみませんか？

スマホ・タブレットで簡単！

## 出先で登録

外出先でも地図に直接書き込める。  
日報や顧客情報の登録も簡単。



報告の反映もリアルタイム！

## オフィスで確認

管理者の方も、部下がどこを回って来たのか、地図上で即座に把握できるので安心。



# マルチデバイス対応、訪問サポートツール MAP-STAR WebGIS

地図で見る、地図が導く、地図に書き込む  
日報も得意先も、全て地図上で共有



### お持ちの情報に位置情報をプラス

得意先情報や訪問履歴など、お持ちの豊富な情報が、地図で見られるとしたら。「ここから近い得意先って？」文字だけではなかなか得られないことでも、地図なら分かるんです。



### 日報も地図に登録、場所まで把握

「今日は誰がどこに？」も地図で一目瞭然。訪問した場所が見えるのももちろんのこと、最近訪問が少ない地域など、これまで見えなかったことも見えてきます。



### 写真、足あとを残せる

スマホがどれだけ進化しているとしても、文字入力はやはり面倒。だったら、その場で写真だけ撮って残しましょう。足あとを残せますから、作業を依頼するにも安心です。

詳しくはWebへ

WebGISスペシャルWEBサイト

<http://www.ybco.co.jp/webgis/>



お客様の「困った」をお聞かせください。

【信頼と協調】をモットーにお客様と一緒に問題解決します。

商号	株式会社ワイ・ビー・シー	設立	1984年5月8日
	Yokohama Business Consultant	従業員数	60名(グループ全体)
代表者	小田芳人	資本金	1000万円
本社	神奈川県横浜市	営業所	東京営業所（新橋）

## 事業内容

### パッケージ事業 **GIS 20th** Since1997

GIS（地図情報システム）や販売支援関連パッケージソフトの開発・販売をしています。おかげ様でYBCはGISを開発・販売して20年になりました。

#### 主な製品

エリアマーケティングの決定版

**MAP-START II** 診療圏/介護圏/動物病院開業支援システム

マルチデバイス対応・訪問サポートツール

**MAP-STAR WebGIS**

Web注文のシステムを簡単開設

**Web受注システム**

### カスタマイズ／受託開発

お客様のご要望に沿ったソフトウェアのご提案・設計・開発を承ります。

長年にわたり培ってきた技術力とノウハウを元に最適なご提案をいたします。

#### 主な開発実績

- Web版、診療圏分析システム
- 医療機器メーカー向け営業支援システム
- 宅配ピザ業務・管理システム
- 人事（給与・評価・勤怠・外出）管理システム
- 店舗向けポイントカードシステム
- モバイル対応、訪問ルート検索、訪問支援
- 神社向け崇敬者/助勢者管理システム
- ホームページ制作

### ITエンジニアの人材派遣 (届出番号：特14-301308)

お客様の要望に合わせた人材を派遣します。Java/PHP/.net 等、開発言語・スキル等ご相談ください。

#### 主な実績（下記はごく一部の例です）

- 銀行向け、ネットバンキングシステム設計・開発
- 製造業向け業務アプリケーション開発
- Webサイト運営業務
- 自動車リサイクルシステム開発
- 生命保険運営システム
- ソーシャルネットワークサービス（SNS）アプリ開発支援
- 年金システム開発支援

Y・B・Cが提供するお役立ち情報サイト

**Y・B・C 資料館**



<https://www.ybcdoc.com/>



## MAP-STAR at サービス利用申込書

MAP-STAR at 利用規約に同意の上、以下の内容で申し込みます。

フリガナ			
会社名			印
部署名			
フリガナ		役職	
ご担当者名			
E-MAIL	@		
住所	〒 -	都道府県	
電話		FAX	

### お申込内容

初回のみ	単価	数量	金額 (税別)
初期導入費	¥5,000-	1	¥5,000- 【A】
月額利用料	単価	数量	金額 (税別)
atサーバ利用料 (管理者用)	¥1,500-		【B】
atアプリ利用料 (スマートフォン用)	¥600-		【C】
月額利用料 (【B】 + 【C】) 合計			【D】

利用開始希望日	利用予定のスマートフォン (機種名)	メーカー	キャリア・電話会社
年 月 日			

お支払方法は以下となります。

#### ① 開始月～3か月目まで

銀行振り込み、お申込み時一括支払い。本お申し込み後、請求書を3日以内に投函します (郵送)

初期導入費	+	月額利用料合計	×	3ヶ月分	=	開始時のお支払金額 (【A】 + 【D】 × 3)
¥5,000-【A】		【D】		3		【E】

お支払 (振り込み) 予定日	年 月 日
----------------	-------

#### ② 4か月目以降～

口座自動引き落とし (振替日 毎月20日)

開始時のお支払分のご請求書に、「自動振込利用申込み書」を同封いたします。

申し込み到着後、必要事項をご記入の上、弊社にご返送ください。